

○雲仙市各種契約等からの暴力団等の排除に関する要綱

平成24年9月28日

告示第97号

改正 平成26年10月10日告示第86号

(目的)

第1条 この告示は、雲仙市の契約に係る事務に対して、暴力団等が介入してくることの排除及び介入してきた場合の対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団及び暴力団員
 - イ 準構成員（暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行い、又は暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持及び運営に協力し、又は関与する者）
 - ウ 次に掲げる者その他の暴力団と関わりのある者
 - (ア) 暴力団、暴力団員又は準構成員に協力等をし、これらに関与する者
 - (イ) 暴力団員若しくは準構成員であること又はあったことを背景とし、又は標榜するなどし、実質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者
 - (ウ) 総会屋、右翼、社会運動等の名目を背景とし、又は標榜するなどして、実質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者
- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 各種契約 雲仙市における全ての契約をいう。
- (6) 不当要求等 本市の契約において、契約の履行に当たり暴力団等から行われる工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求。この場合において、不当要求等は、暴力団等以外の全てのものによる行為も含む。
- (7) 密接な関係 友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊その他の社会的に非難される交際、取引等をしていること。
- (8) 極めて悪質な事由 次に掲げるものをいう。
 - ア 別表に定める期間満了後3年を経過するまでの間に、同表に定める措置要件に該当する行為を行っていたと認められる場合
 - イ 第6条第3号に規定する措置を回避することを目的に、別表に定める措置要件に該当する行為を故意に隠蔽して行ったと認められる場合
 - ウ 別表に定める措置要件に該当する行為に起因して、公衆に多大な損害又は不利益を生じさせた場合（暴力団等の事務所に利用される物件の建設工事の契約解除勧告に応じず、工事を継続、完成させ、暴力団等に引き渡した場合も含む。）

エ その他市が悪質な事由と判断する場合
(暴力団等に関する照会)

第3条 市長は、次に掲げる者が、次条各号に定める事項に該当するかの疑義がある場合は、平成24年9月28日付で雲仙警察署長（以下「署長」という。）との間で取り交わした雲仙市が行う各種契約等からの暴力団等の排除に関する協定書に基づいて、署長に対して照会を行うものとする。

- (1) 各種契約に関する者
- ア 一般競争入札又は指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定（以下「入札参加資格に係る認定」という。）に関する申請者
 - イ 雲仙市建設工事入札参加資格承継事務取扱要領（平成19年雲仙市告示第58号。以下「承継事務要領」という。）による承継人
 - ウ 入札参加資格に係る認定を受けた者（承継事務要領の規定により認定の承継を認められた者を含む。以下「有資格業者」という。）
 - エ 指名競争入札に係る指名を受けた者
 - オ 本市が一般競争入札等による入札を行った場合であって、その入札に係る契約をまだ締結していないときにあっては、当該入札に係る落札候補者及び落札者
 - カ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方
- (2) 前号に掲げるもののほか、随意契約の相手方及び許可（承認）申請者並びにこれらの方に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に署長に提供する個人情報の取扱いについては、雲仙市個人情報保護条例（平成17年雲仙市条例第10号）の規定に従わなければならない。

第4条 前条第1項に規定する照会によって確認する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について、暴力団等が役員として又は実質的に経営に関与していること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団等であること。
- (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団等を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等若しくは第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団等の威力を利用していること。
- ア 前条第1項各号に掲げる者
 - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に關係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と密接な関係を有していること。

(暴力団等に関する旨の回答又は通知を受けた場合)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する照会により同項各号に掲げる者が前条各号のいずれかに該当する内容の回答を署長から受けた場合には、該当者について次条から第1条までの措置をとるものとする。この場合において、第3条第1項の協定書に基づき、報告があった場合も同様とする。

(各種契約に係る除外措置)

第6条 市長は、各種契約について、前条に規定する回答を受けたときは、雲仙市建設工事競争入札審査委員会（以下「委員会」という）を開き、次に掲げる場合に応じて、当該各号に定める措置（以下「除外措置」という。）をとるものとする。

(1) 第3条第1項第1号アの申請者による認定の申請書の提出がなされているが、それに対する認定がなされていない場合 入札参加資格に係る認定をしない旨の決定

(2) 第3条第1項第1号イの承継人による申請がなされているが、それに対する認定がなされていない場合 承継事務要領の規定による承継を認めない旨の決定

(3) 有資格業者の場合 委員会の議を経て、別表に定める措置要件に応じて、同表に定める期間、一般競争入札等から除外する措置（以下「指名除外」という。）。ただし、次に掲げる場合は、期間の延長等をすることができる。

ア 極めて悪質な事由があると認められるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に定める最長の期間を超える指名除外の期間を定める必要があるときは、当該指名除外期間を最長の期間の2倍（当該期間が24月以上となる場合は24月）まで定めることができるものとする。

イ 指名除外の期間延長を行わなかった場合でも、指名除外の期間満了時において別表に定める措置要件に該当していたことが指名除外期間の満了後に判明したときは、別表に定める期間又はアの規定に基づく期間指名除外措置ができるものとする。

ウ 指名除外の期間中について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、その時点の指名除外の期間（アに規定する指名除外の延長期間を含む。）に別表に定める期間を加算した期日まで延長できるものとする。

エ 指名除外期間の終了又は延長は、警察署の確認後に行うものとする。

オ 特に必要があると認められる場合は、別表の規定にかかわらず、委員会の議を経て、指名除外の措置及び期間を定めることができるものとする。

(4) 前号の規定により延長した後の指名除外の期間が2年を経過した場合 入札参加資格者名簿からの抹消

(5) 指名競争入札に係る指名を受けているが、まだ入札が行われていない場合 指名の取消し

(6) 本市が一般競争入札等による入札を行った場合であってその入札に係る契約をまだ締結していない場合 当該契約を当該落札候補者又は落札者と締結しない旨の決定

(7) 本市が契約を締結した場合であって当該契約の相手方の履行がまだ完了していない場合 次に掲げる措置のいずれか又は全部

ア 当該契約の解除

イ 違約金の請求

- 2 前項の規定は、せり売り又は随意契約を行う場合についても準用する。
- 3 その他、市長が必要と判断した場合は、第1項各号に掲げる措置を講ずるものとする。
(契約の解除等)

第7条 前条第7号の措置は、当該契約の条項に次に掲げる事項が規定されている場合、委員会の議を経て行うものとする。

- (1) 契約の相手方が第4条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除できること。
- (2) 契約の相手方は、第4条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除するかどうかを問わず、契約書に定められた割合に相当する金額の違約金を、本市が指定した期日までに本市に支払わなければならないこと。
- 2 市長は、契約の解除に伴う社会的価値の損失の防止を図る必要がある場合その他特別の事情があると認める場合には、当該契約の条項に前項各号に掲げる事項が規定されているときであっても、前条第7号アの措置をとらないものとすることができます。

(除外措置を行った場合の通知)

第8条 市長は、第6条の除外措置を行ったときは、その対象となる者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(除外措置を受けた者の取扱い)

第9条 第6条から前条までに定めるもののほか、本市は、除外措置を受けた者との間における全ての契約について、第1条の目的に沿った取扱いがなされるよう、十分な配慮を払わなければならない。ただし、当該除外措置を受けた者の土地につき用地買収（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業その他の公共的な事業の用に供するため本市が土地を買い取ることをいう。）を行う必要がある場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 2 次に掲げる場合において、当該下請負人又は受託者が除外措置を受けた者であり、かつ、必要があると認めるときは、本市は、次の各号に規定する承諾を行わないものとする。この場合において、下請負人（当該下請負人の更に下請負人となった者その他の第2次下請段階以降の下請負人を含む。）が更に第三者の下請負人と下請契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合又は受託者（当該受託者から更に委託を受けた者その他の第2次委託段階以降の受託者を含む。）が更に第三者の受託者と委託契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合も、同様とする。

- (1) 本市が締結している契約の相手方が元請負人となり、第三者である下請負人に本市との契約の内容の一部を履行させる。
- (2) 本市が締結している契約の相手方が委託者となり第三者である受託者に本市との契約の内容の一部を履行させる。

(共同企業体の取扱い)

第10条 共同企業体の構成員に除外措置を受けた者がいる場合においては、当該共同企業体について、前条に規定する措置と同様の措置を行うものとする。

(不当要求等を受けた場合の対策)

- 第11条 本市の契約の相手方は、不当要求等を受けたときは、速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行わなければならない。
- 2 市長は、本市の契約の相手方に対して、その下請負人又は受託者が暴力団等から不当要求等を受けたときは、これら下請負人又は受託者が速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。
- 3 市長は、本市の契約の相手方又はその下請負人若しくは受託者が暴力団等から不当要求等を受けたことによって、本市の契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるとときは、必要に応じて、業務の工程の調整、履行期限の延期その他の措置を講ずるものとする。ただし、前2項の規定による本市への報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。
- 4 市長は、本市の契約の相手方が第1項に規定する本市への報告及び警察への届出を怠ったことが確認されたときは、第6条の規定に準じて委員会を開き、確認をした日から2月以上4月以内の期間で指名除外を行うものとする。
- 5 市の発注機関が不当要求等を受けた場合、当該発注機関の職員は、雲仙市職員の法令遵守の推進等に関する条例（平成19年雲仙市条例第24号）の規定に準じて行動するものとする。

（契約規則等の規定の優先）

第12条 前条までに定めるもののほか、この告示の規定が契約規則その他の法令又は締結した契約の規定（以下「契約規則等の規定」という。）に抵触する場合には、契約規則等の規定が優先する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月10日告示第86号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

措置要件	期間
1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であるとき。	認定をした日から6月以上12月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長するものとする。
2 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「有資格業者等」という。）が業務に関し、暴力団関係者を不正に使用している、又は使用したと認められるとき。	(1) 使用していると認定した場合は、認定をした日から2月以上6月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長するものとする。 (2) 使用したと認定した場合は、認定をした日から2月以上6月以内

3 有資格業者等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。	<p>(1) 与えていると認定した日から2月以上6月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長するものとする。</p> <p>(2) 与えたと認定した日から2月以上6月以内</p>
4 有資格業者等が、暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。	認定をした日から2月以上6月以内。ただし、期間満了時において、措置要件に該当する場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長するものとする。